

岡山県市町村総合事務組合議会の定例会の回数を定める条例

【平成 17 年 4 月 1 日条例第 4 号】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定に基づき、この条例を制定する。
岡山県市町村総合事務組合議会の定例会の回数は、毎年 2 回とする。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日条例第 4 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。